

都道府県の被災者生活再建支援制度

資料2-10

平成25年10月現在

	名称	対象災害		対象とする自然災害の規模 その他 (内容)	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法との併給	財源		
		一般	特定		全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他		都道府県全額	都道府県1/2 市町村1/2	その他 (内容)
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	○		全壊又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	-	-	可	○	-	-
岩手県	被災者住宅再建支援事業費補助		○	東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害 (住宅を建設・購入する世帯のみ)	100	100	-	-	-	-	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3
	被災者生活再建支援金支給補助		○	「平成25年7月26日から28日の大雨・洪水」「平成25年8月9日の大雨・洪水」及び「平成25年台風第18号に伴う大雨・洪水」による被害	300	300	300	250	20	5	-	-	○	-	-
秋田県	災害り災者見舞金	○		暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害 (災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	-	可	○	-	-
山形県	山形県災害見舞金	○		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象又は災害救助法による救助の行われる程度の火事若しくは爆発による被害	20	-	-	-	10	-	-	可	○	-	-
茨城県	茨城県災害見舞金	○		1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	5	-	-	3	3	2	-	可	○	-	-
栃木県	栃木県被災者生活再建支援金 ※実施主体は(公財)栃木県市町村振興協会	○		以下のいずれかの災害において、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害 ・栃木県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ・栃木県で災害救助法が適用される自然災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○ (基金設置)	-
群馬県	群馬県災害見舞金	○		1. 全壊又は半壊が1世帯でも生じた災害 2. 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害(床上浸水世帯を対象)	10	-	-	-	5	2	-	-	○	-	-

	名 称	対象災害		対象とする自然 災害の規模	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法と の併給	財 源		
		一般	特定	その他 (内容)	全壊	解体	長期 避難	大規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他		都道府 県全額	都道府 県 1/2 市町村 1/2	その他 (内容)
千 葉 県	千葉県液状化等被害住宅再建支援事業		○	東日本大震災による液状化等被害災害 (住宅再建支援金を交付する事業を実施する市町村)	-	100	-	-	25	-	100 ※1	-	○	-	-
	千葉県災害見舞金	○		5世帯以上の住家が全壊・全焼・流失した災害	10	-	-	-	-	-	-	可	○	-	-
	平成25年9月2日竜巻災害に係る千葉県被災者生活再建支援金		○	平成25年9月2日に発生した竜巻災害による被災世帯(支援法の対象とならない被害規模の災害)	300	300	-	250	25	-	-	-	○	-	-
東 京 都	東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金		○	発災時(H12.6)に三宅島から避難し、避難指示解除後に三宅島へ帰島し住宅の修繕等を行う世帯	-	-	150	-	-	-	-	可	○	-	-
神 奈 川 県	神奈川県液状化等被害住宅緊急支援対策事業費補助金		○	東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害 A:戸建住宅等、B:共同住宅の共用部分 ※a 液状化に起因する地盤改良については一部損壊も対象 ※b 機械式駐車場等の復旧等については一部損壊も対象 ※右欄最大支給額は、市町村補助額であり、県はその補助額の1/3を市町村に対し補助を行う。	A150 B1,000	A150 ※半壊 以上	-	A150 B1,000	A150 B1,000	-	A150 ※a B1,000 ※b	-	-	-	県1/3 市町村2/3
新 潟 県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震)		○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村は()内の額を加算)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	-	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年7月新潟・福島豪雨)		○	県内で支援法が適用された災害 (支援法適用外の市町村は()内の額を加算)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成23年度豪雪及び上越市板倉区国川で発生した地すべり)		○	災害救助法が適用され、全壊の住家被害が1つの市町村で5世帯以上となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	-	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金 (平成25年7月29日からの大雨)		○	災害救助法または県災害救助条例が適用され、県災害救助条例第2条第1号に該当する被害もしくは5世帯以上の住家全壊被害となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	可	-	-	県2/3 市町村1/3

	名 称	対象災害		対象とする自然 災害の規模	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法と の併給	財 源		
		一般	特定	その他 (内容)	全壊	解体	長期 避難	大規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他		都道府 県全額	都道府 県 1/2 市町村 1/2	その他 (内容)
福 井 県	被災者住宅再建補助金		○	平成25年台風第18号災害による被災世帯 (半壊・一部損壊・床上浸水)	-	-	-	-	20	10	10 (一部 損壊)	-	-	-	県2/3 市町村1/3
	福井県災害見舞金	○		1 原則として災害救助法の適用がなく、かつ市町村が災害対策本部を設置した小災害 2 1にかかわらず、天災等による被害であって生活基盤を失った場合または過疎地域で復旧困難な場合等特殊な事情があるものについては、関係課協議のうえ対象災害とすることができる	5	-	-	2	2	-	-	可	○	-	-
長 野 県	長野県災害見舞金	○		1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	30	-	-	-	10	2	-	可	○	-	-
岐 阜 県	岐阜県被災者生活住宅再建支援事業費補助金	○		支援法適用災害及び知事が必要と認めた災害	100	-	-	100	50	30	-	-	-	-	県2/3 市町村1/3
静 岡 県	被災者自立生活再建支援事業費助成	○		支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	-	250	-	-	-	-	○	-	-
愛 知 県	災害見舞金	○		支援法対象地域に加え、被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。②350世帯以上の住家滅失。③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	1	-	可	○	-	-
三 重 県	三重県被災者生活再建支援事業費補助金		○	平成23年台風第12号災害(全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水世帯)	300	300	-	250	35	25	-	-	-	○ 右記 以外	支援法適用市町のうち 財政力指数が0.5 以下の市町 県2/3、市町1/3
滋 賀 県	被災者に対する災害見舞金	○		一の市町において全壊(焼)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	2	-	可	○	-	-
	平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金		○	平成25年台風第18号災害(全壊、解体、大規模半壊、半壊、床上浸水世帯)	300	300	-	250	135	50	-	-	○	-	-

	名 称	対象災害		対象とする自然災害の規模	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							支援法との併給	財 源		
		一般	特定	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他		都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)
京 都 府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金		○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成24年8月13日からの大雨)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	-	府2/3市町村1/3
	地域再建被災者住宅等支援事業補助金		○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成25年台風第18号)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	-	府2/3市町村1/3
和 歌 山 県	和歌山県被災者住宅再建支援制度		○	平成23年台風第12号災害による被災世帯(全壊、解体、大規模半壊)に対して、被災者生活再建支援制度に県が補助金を上乗せ。	補助金額:(工事費×1/3)-被災者生活再建支援金 ・全壊・解体:50~150万円 ・補修:25~75万円							可	○	-	-
鳥 取 県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	○		・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・その他知事が市町村と協議して指定した災害	300	-	-	250	100	-	-	-	-	-	県1/10、市町村1/10、基金8/10(基金拠出:県1/2、市町村1/2)
鳥 根 県	鳥根県被災者生活再建支援交付金	○		支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
広 島 県	広島県被災者生活再建支援補助金	○		県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
山 口 県	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○		県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	○	-
徳 島 県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金	○		災害の規模や被害の程度等により、その都度判断	225	-	-	112.5	112.5	-	-	可	-	-	県2/3市町村1/3
福 岡 県	福岡県被災者生活再建支援金	○		県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-

	名 称	対象災害		対象とする自然 災害の規模 その他 (内容)	対象とする被害程度 (最大支給額(万円))							支援法と の併給	財 源			
		一般	特定		全壊	解体	長期 避難	大規模 半壊	半壊	床上 浸水	その他		都道府 県全額	都道府 県 1/2 市町村 1/2	その他 (内容)	
佐 賀 県	佐賀県災害見舞金	○		・火災(自然災害に起因するものに限る。)洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと。 ・雪害その他の災害により交通が途絶し食糧その他の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上 ※2	-	-	1以上 ※3	1以上 ※3	-	-	可	○	-	※4	
熊 本 県	県独自支援策(恒久的な制度とはせず、大枠(スキーム)のみを決定)	○		県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	10	10	-	-	○	-	-	
大 分 県	大分県災害被災者住宅再建支援制度	○		全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害 (全ての世帯)	300	-	-	130	130	5	-	-	-	○	-	
宮 崎 県	宮崎県・市町村災害時安心基金	○		全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害 (全ての世帯)	20	-	-	15	15	10	-	可	-	○ (基金設 置)	-	
鹿 児 島 県	鹿児島県被災者生活支援金	○		県内で支援法が適用された災害	20	-	-	20	20	20	20 ※5 30 ※6	※6 のみ 可	-	○ (基金設 置)	-	
沖 縄 県	沖縄県災害見舞金	○		県内で発生した、天災地変その他災害 (災害規模は問わない)	5	-	-	-	3	-	-	可	○	-	-	
合 計 (団体数)	32都道府県	25	16		42	38	18	13	28	32	20	6	可23	21	8	14

※1 住宅の地盤復旧世帯(住宅の基礎の修復を含む。)

※2 1人増すごとに1万円を加える

※3 1人増すごとに5千円を加える

※4 県は市町において、左記の同額以上を交付した場合に支給する

※5 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者

※6 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても床上浸水以上の被害を受けた者